

函館公共職業安定所 発表  
令和 8 年 1 月 15 日 (木)

担当	函館公共職業安定所 所長 渡部 繁明 雇用開発部長 成田 将之 電話 (0138) 88-1317
----	--

## 令和 7 年 障害者雇用状況の集計結果

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある事業主等から、毎年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況についてハローワークへの報告を求めています。

函館公共職業安定所管内の令和 7 年 6 月 1 日現在における「障害者雇用状況」集計結果をこのほど取りまとめましたので、公表します。

### I 概 要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
		函館	北海道	全国	函館	北海道	全国
民間企業	% 2.5	% 2.43	% 2.57	% 2.41	% 51.8	% 49.2	% 46.0
地方公共団体の機関	% 2.8	% 2.66	% 2.60	% 2.80	% 68.4	% 59.9	% 71.2
独立行政法人等	% 2.8	% 3.90	% 2.42	% 2.67	% 100.0	% 69.2	% 66.0

## ◎ 集計結果のポイント

### 【管内民間企業(40人以上規模の企業)】(法定雇用率2.5%)

- 集計企業数は299社 (対前年変動なし)
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は36,431.0人 (対前年比2.7%、947.5人増加)
- 雇用されている障害者の数は885.5人 (対前年比0.2%、1.5人減少)
- 実雇用率は2.43% (対前年比0.07ポイント低下)
- 法定雇用率達成企業の割合は51.8% (対前年比2.0ポイント増加)

### 【公的機関】(法定雇用率2.8%)

- 地方公共団体等の公的機関数は19機関
- 雇用率の算定基礎となる対象職員数は6,840.5人 (対前年比8.9%、561.5人増加)
- 雇用されている障害者の数は182.0人 (対前年比4.0%、7.0人増加)
- 実雇用率は2.66% (対前年比0.13ポイント低下)
- 法定雇用率達成機関の割合は68.4% (対前年比15.8ポイント低下)

### 【独立行政法人等】(法定雇用率2.8%)

- 実雇用率は3.90% (対前年変動なし)
- 法定雇用率達成機関の割合は100% (対前年変動なし)

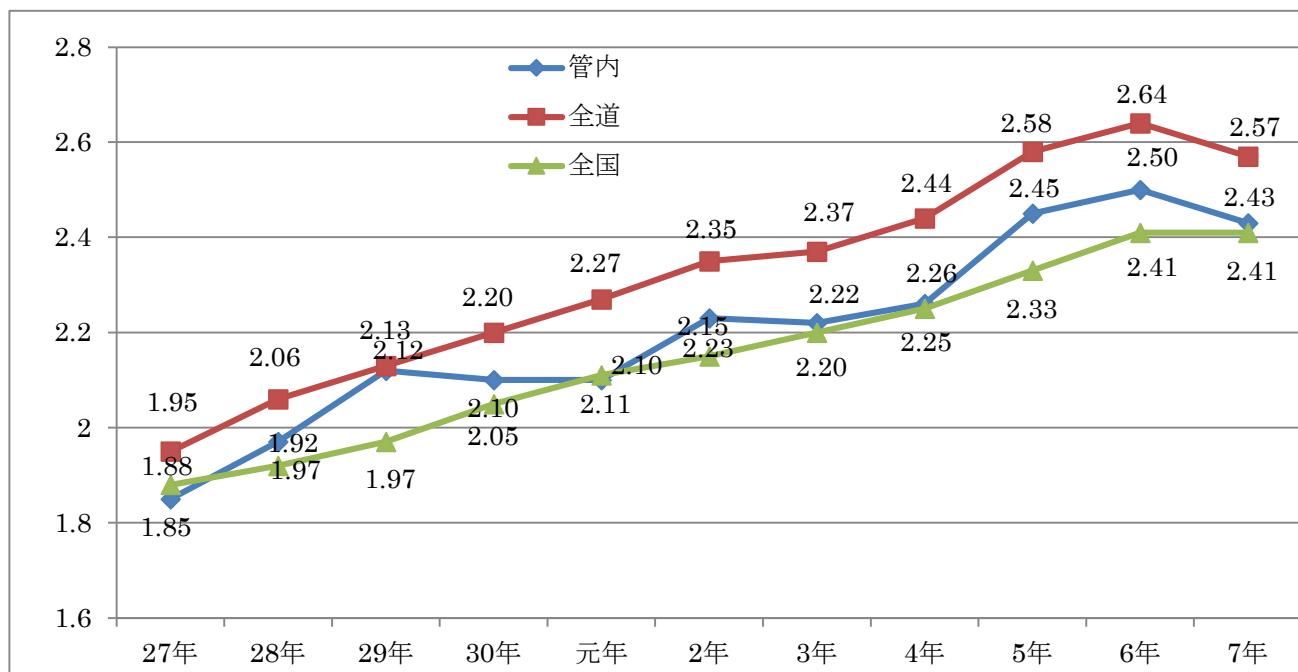
## II 民間企業における雇用状況

第1表 民間企業における雇用状況

区分	① 企 業 数 (企業)	② 対象 労働者数 (人)	③障害者雇用者数				④ 実 雇 用 率 (%)	⑤ 法定雇用率達成企業の数 (企業)	⑥ 達成割合 (%)	
			A 身 体 障 害 者 (人)	B 知 的 障 害 者 (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	D 計 (人)				
函館	7年	299	36,431.0	449.5	284.5	151.5	885.5	2.43	155	51.8
	6年	299	35,483.5	454.5	299.5	133.0	887.0	2.50	149	49.8
北海道	7年	4,365	723,554.0	9,985.5	5,114.0	3,480.0	18,579.5	2.57	2,146	49.2
	6年	4,218	684,930.0	9,774.5	5,030.5	3,243.0	18,048.0	2.64	2,088	49.5
全国	7年	120,467	29,210,526.0	373,914.5	162,153.5	168,542.0	704,610.0	2.41	55,434	46.0
	6年	117,239	28,162,339.0	368,949.0	157,795.5	150,717.0	677,461.5	2.41	53,875	46.0

- 注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ③A欄の身体障害者には重度身体障害者を含む。
- 3 ③B欄の知的障害者には重度知的障害者を含む。
- 4 ③障害者雇用者数とは、以下に掲げる者の合計数である。
- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
  - ・精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者
  - ・重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5 カウント）
  - ・重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5 カウント）

第2表 障害者実雇用率の推移



## (1) 企業規模別の雇用状況

実雇用率を企業規模別でみると、「100人～300人未満」が3.00%と最も高く、次いで「500人以上」が2.53%となっている。一方で、「300人～500人未満」が最も低く1.89%となっている。

また、法定雇用率達成企業の割合は、「500人以上」が75.0%と最も高く、「300人～500人未満」が最も低く12.5%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「100人～300人未満」「500人以上」で上昇し、それ以外の企業では低下となっている。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、「300人～500人未満」以外の企業で上昇となっている。

雇用されている障害者数は、「40人～100人未満」で前年比43.0人減、「100人～300人未満」で同39.5人増、「300人～500人未満」で同18.5人減、「500人以上」で同20.5人増、合計では同1.5人の減少となっている。

第3表 企業規模別の雇用状況

区分	① 企 業 数  (企業)	② 対 象 労働者数  (人)	③障害者雇用者数				④ 実 雇 用 率  (%)	⑤ 法 定 雇 用 率 達 成 企 業 の 数  (企業)	⑥ 達 成 割 合  (%)	
			A 身 体 障 害 者  (人)	B 知 的 障 害 者  (人)	C 精 神 障 害 者  (人)	D 計  (人)				
40～ 100人未満	7年	201	12,655.5	138.0	74.5	28.5	241.0	1.90	96	47.8
	6年	187	11,398.0	124.0	110.0	50.0	284.0	2.49	84	44.9
100～ 300人未満	7年	82	13,551.5	180.5	146.5	79.5	406.5	3.00	52	63.4
	6年	92	13,585.0	189.0	133.0	45.0	367.0	2.70	58	63.0
300～ 500人未満	7年	8	3,178.5	33.5	13.5	13.0	60.0	1.89	1	12.5
	6年	12	3,933.5	57.5	11.0	10.0	78.5	2.00	2	16.7
500人 以上	7年	8	7,045.5	97.5	50.0	30.5	178.0	2.53	6	75.0
	6年	8	6,567.0	84.0	45.5	28.0	157.5	2.40	5	62.5
合計	7年	299	36,431.0	449.5	284.5	151.5	885.5	2.43	155	51.8
	6年	299	35,483.5	454.5	299.5	133.0	887.0	2.50	149	49.8

注) 第1表と同じ

## (2) 産業別の雇用状況

実雇用率を産業別にみると、「医療・福祉」が2.77%と最も高く、次いで「サービス業」の2.61%となっている。

また、法定雇用率達成企業の割合は、「情報通信業」で66.7%と最も高く、次いで「製造業」の64.1%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「建設業」「製造業」「卸売・小売業」「サービス業」「その他」で上昇し、それ以外の業種では減少した。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、「建設業」「製造業」「卸売・小売業」「医療・福祉」「サービス業」「その他」で上昇し、「情報通信業」では去年と同一、それ以外の業種では減少した。

雇用されている障害者数は、「建設業」「卸売・小売業」「サービス業」「その他」で上昇し、それ以外の業種では減少した。

第4表 産業別の雇用状況

区分	① 企業数 (企業)	② 対象 労働者数 (人)	③障害者雇用者数				④ 実 雇 用 率 (%)	⑤ 法 定 雇 用 率 達 成 企 業 の 数 (企業)	⑥ 達成割合 (%)	
			A 身 体 障 害 者 (人)	B 知 的 障 害 者 (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	D 計 (人)				
建設業	7年	20	1,446.5	20.0	1.0	1.0	22.0	1.52	10	50.0
	6年	17	1,183.0	13.0	1.0	0.0	14.0	1.18	7	41.2
製造業	7年	64	6,556.0	73.0	71.0	16.0	160.0	2.44	41	64.1
	6年	67	6,735.5	77.5	75.0	10.0	162.5	2.41	41	61.2
情報 通信業	7年	6	848.0	15.0	0.0	4.0	19.0	2.24	4	66.7
	6年	6	901.0	18.0	0.0	3.0	21.0	2.33	4	66.7
運輸業	7年	30	2,664.5	52.5	4.5	3.0	60.0	2.25	18	60.0
	6年	24	2,098.0	58.0	4.5	2.0	64.5	3.07	17	70.8
卸売 小売業	7年	47	5,484.0	52.0	46.5	9.0	107.5	1.96	16	34.0
	6年	47	5,786.5	50.5	40.0	10.5	101.0	1.75	13	27.7
飲食店 宿泊業	7年	11	1,228.5	13.5	3.5	6.0	23.0	1.87	6	54.5
	6年	13	1,236.0	14.5	7.0	5.5	27.0	2.18	8	61.5
医療 福祉	7年	79	13,403.0	164.5	113.0	93.5	371.0	2.77	40	50.6
	6年	84	12,867.0	165.0	132.5	83.5	381.0	2.96	42	50.0
サービス業	7年	20	2,683.0	34.5	24.0	11.5	70.0	2.61	12	60.0
	6年	20	2,607.0	34.5	17.5	12.5	64.5	2.47	10	50.0
その他	7年	22	2,117.5	24.5	21.0	7.5	53.0	2.50	8	36.4
	6年	21	2,069.5	23.5	22.0	6.0	51.5	2.49	7	33.3
合計	7年	299	36,431.0	449.5	284.5	151.5	885.5	2.43	155	51.8
	6年	299	35,483.5	454.5	299.5	133.0	887.0	2.50	149	49.8

注) 第1表と同じ

「その他」は金融・保険業、専門・技術サービス業、生活関連サービス・娯楽業、教育・学習支援業、複合サービス事業

### III 地方公共団体等の機関における雇用状況

地方公共団体等の機関における雇用状況をみると、雇用されている障害者数は182.0人で、前年比4.0%(7.0人)増、実雇用率は2.66%で、前年比0.13ポイント低下となっている。

法定雇用率2.8%が適用される機関の在職状況（概況）（各年6月1日現在）

区分	① 機 関 数	② 対 象 職員数  (機関)	③障害者雇用者数				④ 実 雇 用 率  (%)	⑤ 法 定 雇 用 率 達 成 機 関 の 数  (機関)	⑥ 達 成 割 合  (%)	
			A 身 体 障 壓 者  (人)	B 知 的 障 壓 者  (人)	C 精 神 障 壓 者  (人)	D 計  (人)				
函館	7年	19	6,840.5	149.0	4.5	28.5	182.0	2.66	13	68.4
	6年	19	6,279.0	144.5	6.5	24.0	175.0	2.79	16	84.2
北海道	7年	227	86,040.0	1,805.0	77.0	355.5	2,237.5	2.60	136	59.9
	6年	222	80,469.5	1,761.0	68.5	334.5	2,164.0	2.69	136	61.3
全国	7年	2,681	2,180,983.5	43,327.5	2,401.0	15,384.0	61,112.5	2.80	1,908	71.2
	6年	2,700	2,064,209.5	42,842.0	2,260.5	13,789.5	58,892.0	2.85	1,962	72.7

- 注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、常用職員総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。  
 2 ③A欄の身体障害者には重度身体障害者を含む。  
 3 ③B欄の知的障害者には重度知的障害者を含む。  
 4 ③障害者雇用者数とは、以下に掲げる者の合計数である。  
     ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
     ・精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者  
     ・重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5 カウント）  
     ・重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5 カウント）  
 5 法定雇用率2.8%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村部局及び法定雇用率2.7%適用機関である都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会以外の市町村の教育委員会である。  
 6 全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。